

国立大学法人滋賀医科大学における公的研究費の不正使用等に係る調査
に関する内規

平成29年7月3日制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程（以下「規程」という。）第9条第3項の規定に基づき、調査に関して必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(定義)

第2条 この内規における用語は、規程において使用する用語の例による。

(資料等の保全)

第3条 コンプライアンス推進責任者は、規程第8条の規定による不正使用等の通報があった場合において必要があると認めるとき、統括管理責任者又は公的研究費の不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）からの指示があったときは、当該調査の適正かつ円滑な実施を確保するため、証拠となるべき資料等の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

(予備調査)

第4条 予備調査は、前条の規定により保全された資料等及び必要に応じて収集した資料等に基づき推進室が行うものとし、最高管理責任者から予備調査を行うよう推進室に指示があったときは、当該通報の信ぴょう性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(報告等)

第5条 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認のうえ、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を文部科学省等の配分機関に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を規程第8条の規定による不正使用等に関する通報を行った者（以下「通報者」という。）及び調査対象の研究者等（以下「調査対象者」という。）に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

(調査委員会)

第6条 最高管理責任者は、前条の規定に基づき、調査が必要と判断した場合は、公的研究費の不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに調査を実施する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 学長が指名する理事

- (2) 関連する学科の長、保健管理センター所長、学内教育研究施設の長又は附属病院長の中から、統括管理責任者が指名する者 1名
 - (3) 統括管理責任者が指名する教職員 若干名
 - (4) 滋賀医科大学公益通報者保護規程第7条第2項第4号に規定する弁護士等学外の有識者
 - (5) その他委員長が必要と認めた者 若干名
- 3 調査委員会に委員長を置き、前項第2号の委員をもって充てる。
 - 4 調査委員会は、調査委員の半数以上が第2項第4号の外部有識者で構成され、全ての調査委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。

(調査の実施)

- 第7条 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。
- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について文部科学省等の配分機関に報告し、又は協議しなければならない。
 - 3 調査委員会は、調査対象者に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
 - 4 調査委員会は、必要に応じて、最高管理責任者の了承を得て、調査対象者に対して調査中の公的研究費の使用停止を命ずることができる。
 - 5 調査対象者は、調査委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。

(意見聴取)

- 第8条 調査委員会は、認定を行うに当たっては、あらかじめ調査対象者に対し、調査した内容を文書により通知し、意見を求めるものとする。
- 2 調査対象者は、前項の調査内容の通知日から30日以内に調査委員会に意見書を提出することができるものとする。

(認定)

- 第9条 調査委員会は、不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行い、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、調査対象者に対し、文書により調査結果を通知するものとする。

(異議申し立て)

- 第10条 調査対象者は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に、文書により異議申し立てを行うことができるものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の異議申し立てがあったときは、最高管理責任者の判断により調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。

- 3 調査委員会は、前項の再調査の指示があったときは、速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の再調査報告を確認のうえ、異議申し立てに対する決定を行い、その結果を調査対象者及び調査委員会に文書により通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて調査対象者及び調査委員会に通知するものとする。
- 6 調査対象者は、前2項の決定に対して、再度異議申し立てをすることはできない。
(報告等)

第11条 最高管理責任者は、調査結果を通報者及び調査対象者に通知するとともに、文部科学省等配分機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、次の各号に定める事項を、調査報告書により報告するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を文部科学省等配分機関に提出しなければならない。

- (1) 調査結果
 - (2) 不正使用の発生要因
 - (3) 不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費の管理・監査体制の状況
 - (4) 再発防止計画
 - (5) その他必要事項
- 2 調査報告書の様式等は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の定めによるものとする。
 - 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、文部科学省等配分機関に報告するものとする。
 - 4 文部科学省等配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告書を当該配分機関に提出する。
 - 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、文部科学省等配分機関の調査に協力する。

(調査結果の公表)

第12条 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、次の各号に定める事項を速やかに公表するものとする。

ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができるものとする。

- (1) 不正に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正の内容
- (3) 公表までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名・所属

(5) 調査の方法・手順

(6) その他必要事項

(事務)

第13条 公的研究費の不正使用等に係る調査に関する事務は、研究推進課と協力して監査室において処理する。

附 則

1 この内規は、平成27年3月26日から施行する。

2 滋賀医科大学における研究活動の不正行為の予備調査に関する内規（平成19年3月1日制定）及び滋賀医科大学における研究活動の不正行為の本調査に関する内規（平成19年3月1日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成29年7月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。